

令和5年度 事業計画

令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

1 総括

新型コロナウイルスは5類に分類され落ち着いたものの、ウクライナ戦争などの影響で建築資材などの価格の高騰や、人手不足による公共事業の進捗の遅れなど、課題は残る中、公嘱業務が土地家屋調査士の業務の中で大きな位置を占めていくことが予想されます。昨年度は和歌山協会の自主事業のひとつであるヘリサイン併設型登記基準点設置事業が、特に和歌山協会の認知に大きく貢献しました。今年度も、今まで通り業務を受注できるよう、和歌山県公嘱協会の業務の認知を広げ重要性和公共性をアピールするために、適正、確実に事業を実施し、他団体との連携も深め、当協会の強みを生かした事業を実施し、公益社団法人としての責任を全うしてまいります。

(1) 公共嘱託登記に係る受託事業（法定事業）

当協会の根幹となる事業であり、県内全域に地域の慣習に精通した110余名の社員を有する高度な業務処理能力をもって、公共事業の円滑な実施を促進し、地域の健全な発展に貢献していきます。

(2) 地図作成の促進等に係る受託事業（関連事業）

土地家屋調査士としての専門性を発揮できる、法14条地図作成作業を受託できるように取り組みます。

昨年度受託しました法14条地図作成作業については2年目作業を実施中であり、工期内の完成を目指します。

また、本年度和歌山市宮前地区（手平三丁目、北中島一丁目、中島、小雑賀、小雑賀三丁目）において発注が予定されています同作業の受託については、最重要課題として位置づけ、取り組んでまいります。

(3) 登記基準点設置事業（自主事業）

ア 登記基準点は、設置地域周辺における登記手続を容易にするとともに、大規模災害発生時には、災害復旧事業の円滑な実施に不可欠となる測量の基点となるものです。

本年度は、和歌山県南部において、地域を選定し複数年での設置を目指します。

イ 国土交通省が設置している街区基準点も登記基準点としての性質を有していますが、設置後10年以上経過し、亡失したものも相当程度見込まれます。

この現状を踏まえ、街区基準点の亡失の有無等を調査したうえで、その結果を管理者である市町に提供し、街区基準点の管理と今後の活用の参考としていただく予定です。

ウ 本年度、官公庁の協力が得られることを前提に、ヘリサイン併設型登記基準点を4～6箇所程度設置する予定です。

ヘリサインは、災害発生時に上空からの救助、救援活動の目印となるものであり、当該活動の迅速かつ的確な実施に寄与するとともに、防災意識の高揚にもつながると思われます。

(4) 境界標埋設事業（自主事業）

境界標が亡失し、又は公共事業により創設された官民境界に金属プレートやプラスチック杭などの標識を設置し、当該官民境界の位置を明確にすることにより、後日の境界紛争を予防することができます。

設置予定数 500点

2 業務関係

(1) 成果品の品質向上のための検討

成果品の内容、検査方法その他成果品の品質向上を図るための検討を行います。

(2) 社員に対する研修会の開催

各社員の能力の均一化を図り、どの社員が業務を担当しても発注官公庁の十分な満足を得られるよう、社員を対象に公共嘱託登記業務の処理等に関する知識と技術の向上のための研修会を開催します。

(3) 官公庁契約担当者説明会の開催等

官公庁の契約担当者を対象に、単価契約の内容及びその運用について相互の理解を深めるために説明会の開催や情報交換の協議を行います。

(4) 土地家屋調査士会その他関係機関との連携強化

社員研修、広報活動などにおいて和歌山県土地家屋調査士会その他関係機関との連携を強化していきます。

(5) 官公庁に対する広報活動の実施

当協会の業務内容を周知するための広報活動を行います。

(6) 新規業務の開発

一部の協会において実施している官民境界補助業務及び狭あい道路整備事業に伴う登記業務の受託に向けて、和歌山県土地家屋調査士会その他関係機関と協力し官公庁への働きかけを行います。

3 総務関係

(1) 法人統治の確立

諸規則の整備及び見直しを行っていきます。

(2) 情報公開の充実

ホームページを利用し、法律に定められた事項だけでなく、可能な限り広範囲な

情報の公開を行っていきます。

(3) 財政運営の安定化及び経費削減方法の検討

ア 財政運営を安定させるため、必要な方策について検討を行っていきます。

イ 書類への押印省略とペーパーレス化の推進を図っていきます。